



大韓民国憲法における教育を受ける権利についての 考察

金, 訓鎬
肥後, 耕生

(Issue Date)

2025-01-31

(Resource Type)

conference object

(Version)

Author's Original

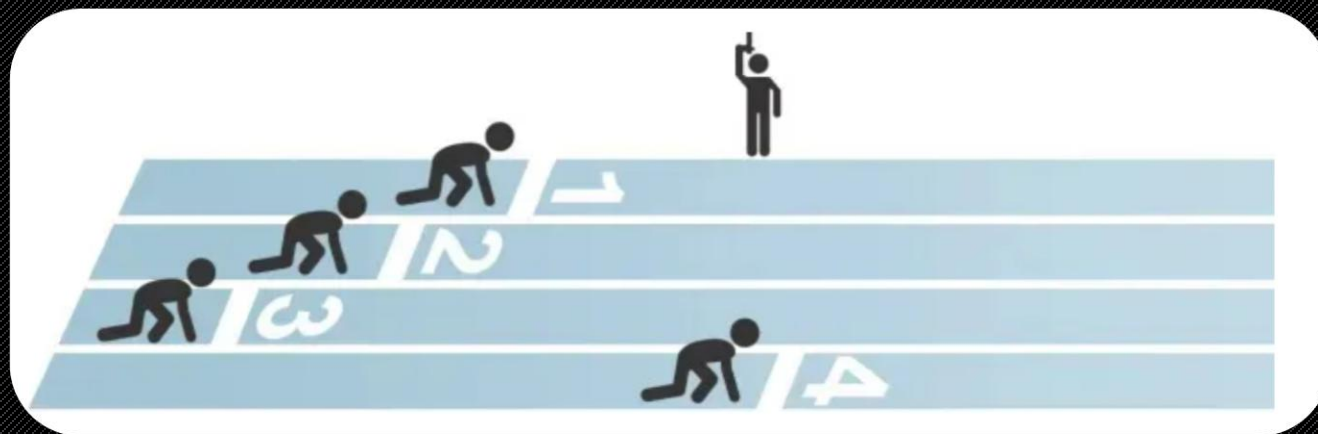
(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492930>



大韓民国憲法における 教育を受ける権利についての考察

金訓鎬(国立公州大学学校教育学科)





CONTENTS

01. 憲法上の「教育を受ける権利」

02. 「教育を受ける権利」と「学習権」の関係

03. 「教育を受ける権利」の再解釈の必要性及び方向性

01

憲法上の
「教育を受ける権利」



01 憲法上の「教育を受ける権利」

❖ 大韓民国憲法における“教育を受ける権利”の歴史

▶ 1919年「大韓民国臨時憲章」 (臨時政府法令第1号, 1919.4.11.,制定)

第6条 大韓民国の人民は、教育、納税及び兵役の義務がある

→ 国民の普通教育の義務について規定

▶ 1941年「大韓民国建国綱領」制定(上海臨時政府後期)

第1章 総則

二. 我が国の建国精神は三均制度に歴史的根拠を置き...(中略)これは社会の各階級・階層が智力と権力と富力の享受を均等にし、国家を振興し、平和を維持するようにしたものだが...(中略)。

第3章 建国

七. 建国時期の憲法上の教育の基本原則は、国民一人ひとりの科学的知識を普遍的に均等化するため、以下の原則に基づいて教育政策を実施する

二. 6歳から12歳までの初等基本教育と12歳以上の高等基本教育に関する一切の費用は国が負担し、義務として実施する

三. 学齢を超え、初等または高等の基本教育を受けられない人民に一律に無料補習教育を実施し、貧しいため衣食住を自ら備えることができない者は国が代わりに提供する

✓ 智力のうち学力と教育権を均等にすることを明らかにした

✓ 個人に教育を受ける権利と学習権を基本的な権利として認めると同時に、国に対しては無償教育の義務を課した

01 憲法上の「教育を受ける権利」

❖ 大韓民国憲法における“教育を受ける権利”の歴史

▶ 1944年 「大韓民国臨時憲章」(臨時政府法令第6号, 1944.4.22., 廃止制定)

第2章 人民の権利義務

第5条 大韓民国の人民は、左列各項の自由と権利を享受する

1. 言論、出版、集会、結社、ストライキ、信仰の自由。
2. 居住、旅行、通信、秘密の自由。
3. 法律によって就学、就職級扶養を要求する権利(以下省略)

→ 就学を要求する権利の規定 → 国に対する教育請求権を明文化

✓ 1940年代にすでに教育について“権利”という認識を定立した

✓ 就学を要求し、費用の免除を要求できる“請求権的基本権”として認識

01 憲法上の「教育を受ける権利」

❖ 大韓民国憲法における“教育を受ける権利”の歴史

▶ 1948年 「大韓民国憲法」 (憲法第1号, 1948.7.17., 制定)

第16条 すべて国民はひとしく教育を受ける権利を有する。少なくとも初等教育は義務的であり無償とする。すべての教育機関は国家の監督を受け、教育制度は法律により定める

→ 教育を“権利”という観点から照らす

- ✓ 1945年の光復(植民地支配からの解放)後、米軍政期には“教育の権利”に関する意識よりも、政治的自由の影響を受けて“教育の自由”が浮き彫りとなった(パク・ヘヨン, 2023)
- ✓ 「制憲憲法」第16条で“教育を受ける権利”を明示することで、教育を“自由”の観点ではなく“権利”の観点から明確に規定
- ✓ 制憲憲法の草案を作成したことで知られるユ・ジンオは、第16条の趣旨を次のように説明した

第16条には「教育に対する国民の権利」が規定されています。以前は、教育をもっぱら自由とし、国家権力として干渉しないことだけが民主主義だと考えていましたが、私たちの憲法にはそのような態度はとらず、教育に対して国が多大な関心を持ち、教育を受けることは国民の権利であることを明らかにするとともに、特に初等教育は義務化し、すべての人に必ず初等教育を受けることを規定し、すべての教育機関は国の監督下に置き、教育制度を法律で定める、このような体制をとったのです。」(国会会議録, 『初代国会 第1回 第17次国会本会議(1948.06.23.)』)

-ユ・ジンオ(1954)『憲法解義』p.81から再引用

01 憲法上の「教育を受ける権利」

❖ 大韓民国憲法における“教育を受ける権利”の歴史

▶ 1962年「大韓民国憲法」(憲法第6号, 1962.12.26., 全部改正)

第27条 ①すべて国民は能力に従いひとしく教育を受ける権利を有する

②すべて国民はその保護する子どもに初等教育を受けさせる義務を負う

③義務教育は無償とする

④教育の自主性と政治的中立性は保障されねばならない

⑤教育制度とその運営に関する基本的な事項は法律で定める

✓ 1つの項から5つの項に細分化&第4項に“教育の自主性と政治的中立性の保障”を追加

✓ “ひとしく教育を受ける権利” → “能力に従いひとしく教育を受ける権利” // “能力” 概念の追加 (←日本国憲法第26条第1項の影響)

「能力に応じて」ひとしく教育を受ける権利があったのは、新憲法が新設したもので、**このような規定がなければ、すべての国民が才能の有無にかかわらずひとしく教育を受ける権利があるかのように誤解される恐れ**があるため、これを新設したのである。そうした意味から、その能力とは、才能その他の一身上の能力のことであり、**財力、その他の非専属的能力は含まれない**と解釈する。-パク・イルギョン憲法審議委員会専門委員陳述(1962; チョン・ピルウン, 2017:10から再引用)

- 能力(修学能力)があっても、様々な社会的・経済的理由で教育を受けられないことがないように、国が財政能力の許す範囲内で、**可能な限り**すべての国民に就学の機会が均等に行き渡るように、それに必要な教育施設及び制度を整える義務を負わせるため
(憲法裁判所2000.4.27., 98헌가16 など, 判例集12-1, 427)

01 憲法上の「教育を受ける権利」

❖ 大韓民国憲法における“教育を受ける権利”の歴史

▶ 1987年(現行)「大韓民国憲法」(憲法第10号, 1987.10.29., 全部改正)

第10条 すべて国民は人間としての尊厳と価値を有し、幸福を追求する権利を有する。国家は個人が有する不可侵の基本的人権を確認してこれを保障する義務を負う

第31条 ①すべて国民は能力に従いひとしく教育を受ける権利を有する

②すべて国民はその保護する子女に少なくとも初等教育と法律が定める教育を受けさせる義務を負う

③義務教育は無償とする

④教育の自主性・専門性及び政治的中立性及び大学の自立性は法律の定めるところにより保障される

⑤国家は平生(生涯)教育を振興しなければならない

⑥学校教育及び平生(生涯)教育を含む教育制度とその運営、教育財政及び教員の地位に関する基本的な事項は法律で定める

01 憲法上の「教育を受ける権利」

❖ 大韓民国憲法における“教育を受ける権利”の歴史

▶ 1987年(現行)「大韓民国憲法」(憲法第10号, 1987.10.29., 全部改正)

第34条 ①すべて国民は人間らしい生活をする権利を有する

②国家は社会保障・社会福祉の増進に努力する義務を負う

③国家は女子の福祉と權益の向上のため努力しなければならない

④国家は老人と青少年の福祉向上のための政策を実施する義務を負う

⑤身体障害者及び疾病・老齡その他の事由により生活能力がない国民は法律の定めるところにより国家の保護を受ける

⑥国家は災害を予防しその危険から国民を保護するため努力しなければならない

第37条 ①国民の自由と権利は憲法に列挙されないとの理由により軽視されない

②国民のすべての自由と権利は国家安全保障・秩序維持又は公共福利のため必要な場合に限り法律により制限することができ、制限する場合にも自由と権利の本質的な内容を侵害することができない

01 憲法上の「教育を受ける権利」

❖ “教育を受ける権利”の意味と機能

✓ “教育を受ける権利”の意味

- 国民一人一人が自分の能力に応じて適切な教育機関に入学するなどの方法で学ぶことのできる権利、あるいは国に対して教育に必要な施設等の提供を求めることができる権利を基本権として保障することを意味する
- 憲法裁判所は「憲法第31条第1項の教育を受ける権利は、国民が能力に応じてひとしく教育を受けることを公権力によって不当に侵害されない権利(**自由権的基本権**)と、国民が能力に応じてひとしく教育を受けることができるように国が積極的に配慮してくれることを要求することができる権利(**社会権的基本権**)で構成」されるとみている(헌재 2008.4.24., 2007헌마1456, 判例集20-1上, 720, 731)

✓ “教育を受ける権利”の機能は次のようである(憲法裁判所1994.2.24., 93헌마192)

- ① **人間らしい生活の保障**：教育を通じて個人の潜在的な能力を啓発し、人間らしい文化生活と職業生活を営むことができる基盤を整える
- ② **文化国家原理の実現**：文化的で知的な社会風土を造成し、文化創造の基盤を整えることで、憲法が追求する文化国家を促進する
- ③ **民主主義原理の確立**：合理的で継続的な教育を通じて、民主主義が必要とする民主市民の倫理的な生活哲学を幼い頃から習慣化させることにより、憲法が追求する民主主義の土着化に寄与する
- ④ **社会福祉国家原理の実現**：能力に応じた平等な教育を通じ、職業生活と経済生活の領域で実質的な平等を実現させることで、憲法が追求する社会国家・福祉国家の理念を実現する

02

「教育を受ける権利」 と「学習権」の関係



02 憲法上の「教育を受ける権利」と教育基本法上の「学習権」の関係

❖ 教育基本法 [法律 第20562号, 2024.12.20., 一部改正]

第1条(目的) この法律は、教育に関する国民の権利・義務と国家及び地方自治団体の責任を定め、教育制度及びその運営に関する基本的事項を規定することを目的とする

第3条(学習権) すべて国民は、生涯にわたり学習し、[能力と適性によって教育を受ける権利](#)を有する

第4条(教育の機会均等等) ①すべて国民は性別、宗教、信念、人種、社会的身分、経済的地位、または身体的条件等を理由に[教育上差別を受けない](#)[全文改正 2007. 12. 21.]

②国家と地方自治体は学習者が平等に教育を受けられるよう、地域間の教員需給等、教育与件の格差を最小化させる施策を備え施行しなければならない

③国家は、教育与件改善のための学級当たりの適正な児童生徒数を定め、地方自治体とこれを実現するための施策を策定・実施しなければならない

✓ 第3条(学習権) において“能力と適性によって教育を受ける権利” 規定

Q. 教育を受ける権利 = 学習権？ (← 憲法 第31条 第1項 根拠 / 判例では、児童生徒の場合、教育を受ける権利と学習権を同一のものとして判断)

or c 学習権(もしくは教育基本権)？ (← 憲法 第10条 根拠)

02 憲法上の「教育を受ける権利」と教育基本法上の「学習権」の関係

❖ “教育を受ける権利”を“学習権”の概念と捉える説

- ✓ 憲法に対する文理解釈に基づき「教育を受ける権利」と「教育をする権利(=教育を受けさせる権利)」で対比
→ 学習権を‘教育を受ける権利’ vs. ‘教育をする権利(=教育を受けさせる権利)’を教育権として把握
- ✓ 限界及び批判
 - ただし、①「教育をする権利(=教育を受けさせる権利)」を教育権として捉える場合、教育権の概念に親(保護者・養育者)と教師、関係当局など教育当事者の権利と権限の全てが含まれ、彼らの権利と権限の性格及び関係を構造化することが難しい,
 - ‘教育を受けさせる権利’や‘教育をする権利’は教師や親(養育者)の権利であり、‘教育を受ける権利’や‘学ぶこと’は児童生徒の権利であるという認識が定着すると、‘教師は教育を、児童生徒は学習をする’という二分法的思考から抜け出せなくなる

02 憲法上の「教育を受ける権利」と教育基本法上の「学習権」の関係

❖ “教育を受ける権利”を“学習権の一部”と捉える説

- ✓ 憲法上の‘教育を受ける権利’は、歴史的に私教育から公教育に移行する過程で公教育の憲法的根拠として機能するようになったもので、基本権の体系から見ると、生存権的な性格しか持たず、**学習権の一部**として‘教育を受ける権利’を捉える
 - “学習権”は、憲法第10条の“人間としての尊厳と価値及び幸福の追求”と憲法第37条第1項の“憲法上列举されていない自由と権利”から導き出された“人権”という点で、憲法第31条第1項の‘教育を受ける権利’とだけ解釈することはできない。
 - 学習権には3つの側面があり、憲法第31条第1項における①生存権的側面、第37条第1項における②自由権的側面と③政治権的側面
→ ‘教育を受ける権利’は‘学習権’が憲法上列举されていない自由と権利としての生存権的側面を具体化させたものであると解釈(ホ・ジョンリョル, 2018)
 - 憲法第10条に人間的な成長・発達に対する生来の権利として“学習の自由”が認められている → 近代憲法で認められていた学習の自由が現代憲法によって“学習権”が実質的に実現されるよう国に要求できる生存権に変化し、‘教育を受ける権利’となった(ノ・ギホ, 2008)
 - 要するに、憲法第10条に“学習権”の根拠を見出し、その性格の一部もしくは社会的変化による生存権性を憲法第31条第1項の‘教育を受ける権利’と捉える(コ・ジョン, 2018)
- ✓ 限界及び批判
 - “学習権”という概念を用いて、人間の尊厳と価値、幸福追求の実現手段として“教育”の概念をさらに拡張させる必要性を提示
→ ただし、憲法に明記されていない“学習権”が、憲法に明記されている“教育を受ける権利”を含むことができるのか疑問(パク・ヘヨン, 2023)

02 憲法上の「教育を受ける権利」と教育基本法上の「学習権」の関係

❖ “教育を受ける権利”を“教育権の一部”と捉える説

✓ 教育権に関連する権利義務の主体を基準として“教育権”という広義の概念の中に‘教育を受ける権利’が含まれると捉える

✓ 様々な見解

- 1つ目、‘教育権’とは‘教育を受ける権利’を含み、教師、親(養育者)、学校設立者の教育権も人間の基本的な権利として教育権に含まれるとする見解(アン・ギソン, 1988)
- 2つ目、教育を受ける権利の文化的内容として、児童生徒の人間的な成長・発達の保障が含まれ、児童生徒の‘教育を受ける権利’を、親の教育権、教師の教育権、設置者の教育権、国家の教育権など、すべての教育権の中心的概念とする見解(カン・インス, 1994)
- 3つ目、教育権を‘教育を受けさせる権利’ないし‘教育の自由’とだけ解釈することは、‘受ける権利’と‘受けさせる権利’を対応させた形式的な文理解釈で好ましくない。教育権は‘教育を受けさせる権利’と‘教育を受ける権利’に分類され、主体によって児童生徒の教育権、親(後見人)の教育権、教師の教育権、国家または公共団体の教育権に分類されるとする見解(ピョ・シヨル, 1996)

✓ 限界及び批判

- ‘教育を受ける権利’を教育権の概念で見ると、教育に関連する権利の概念を教育権という概念の範囲内でのみ解釈することになり、教育に対する既存の認識の影響によってその権利を制限的に解釈し、教育権の概念があたかもすべての当事者の権利を集めたかのように誤解される可能性がある
- 各教育当事者の権利と権限の性格がどのようなものなのかが不明確であり、主体によって異なって見るべき部分の区別が難しくなる → 学者によって教育権の領域を区分する基準が明確でないため、概念はもちろん、当事者の権利と権限をより明確にすることができない。
(ホン・ソクノ, 2014)

02 憲法上の「教育を受ける権利」と教育基本法上の「学習権」の関係

❖ “教育を受ける権利”を“教育基本権”として捉える説

- ✓ 形式的に対応する‘受ける’権利と‘受けさせる’権利という文理解釈から脱却し、**教育**は“憲法全体の体系的な解釈を通じて把握されるべき**基本権**、**すなわち人権**であるため、単に孤立した一つの条文として把握するのには限界がある”とする見解
 - 教育権を“国民の教育基本権を実現するために、各主体(利害当事者)が持つことができる個別的・具体的な権利もしくは権限”として理解
 - “**学習権**”と“**教育権**”を包括する上位概念であり、関連当事者の権利と義務関係を明確にする基準として“**教育基本権**”概念を使用
 - “**教育を受ける権利**”を個人の**成長・発達に対する権利**であり、基本的人権を享受し、行使するための前提条件としての**天賦人権の一つ**と見なす(→ 憲法第10条を中心に憲法第31条を解釈)(シン・ヒョンジク, 1990)
- ✓ **限界及び批判**
 - “教育基本権”は、教育の概念を人間の尊厳と価値、人間らしい生活を営む権利、平等権、学問の自由等とともに総合的な基本権として捉えようとする新しい試みであるが、現行憲法上の関連条文の編制に従わなければならないという点も限界として指摘されている(ピョ・シヨル, 1996)

02 憲法上の「教育を受ける権利」と教育基本法上の「学習権」の関係

❖ 憲法裁判所の判例に見る“教育を受ける権利”の解釈

✓ “教育を受ける権利”と“修学権”を同じ概念として捉える

- 修学権の保障は、人間の尊厳と価値、そして人間らしい生活を営むために不可欠な条件であり、大前提として、憲法第10条の全文と憲法第34条第1項と関連していると判示した
- 第31条第2項から第6項までの“教育を受ける義務”、“義務教育の無償”、“平生(生涯)教育の振興”、“教育の自主性・専門性・中立性の法的保障”、“教育制度・教育財政・教員の地位法律主義”などは、第1項の国民の修学権の円滑な実現と効率的な保障のための規定

憲法第31条第1項は、“すべて国民は、能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する”と規定し、国民の**教育を受ける権利** (以下、“**修学権**”と略称する)を保障しているが、その権利は、通常、国家による**教育条件の改善・整備と教育機会の均等な保障を積極的に要求できる権利**として理解されている。修学権の保障は、国民が**人間としての尊厳と価値**を持ち、**幸福を追求**し(憲法第10条全文)、**人間らしい生活を営む**(憲法第34条第1項)ために不可欠な条件かつ大前提であり、**憲法第31条第2項ないし第6項**で規定されている教育を受ける義務、義務教育の無償、教育の自主性・専門性・中立性の保障、平生(生涯)教育の振興、教育制度及び教育財政、教員地位法律主義などは、**国民の修学権の効率的な保障のための規定**と言っても過言ではない

-憲法裁判所1992.11.12. 宣告 89헌마88 (判例集4, p.739, pp.750-751)

02 憲法上の「教育を受ける権利」と教育基本法上の「学習権」の関係

❖ 憲法裁判所の判例に見る“教育を受ける権利”の解釈

✓ “教育を受ける権利”を “学習権”としても捉える

- 憲法裁判所は“教育を受ける権利”を “修学権”もしくは “学習権”として判示

国民の修学権(憲法第31条第1項の教育を受ける権利と教師の授業の自由は共に保護されなければならないが、その中でも国民の**修学権がより優先的に保護**されるべきである

- 憲法裁判所1992. 11. 12. 宣告, 89헌마88, 判例集4, 739, 756.

憲法第31条第1項、第2項と教育基本法第1条によると、教育はすべての国民の権利であり、国家と国民の共同義務であると規定しているので、教育を受ける者はもちろん、教育をする者もこの権利の主体となる。国民の学習権と教師の授業の自由は共に保護されるが、**国民の学習権の保護が優先**される(憲法裁判所1992. 11. 12. 89헌마88, 判例集4, 739, 756).

- 憲法裁判所2000. 4. 27. 宣告, 98헌가16, 判例集12-1, 477.

✓ 限界及び批判

- 憲法裁判所が判示した意味内容を紐解いてみると、“**修学権**”の保障は、通常、‘国家による教育条件の改善・整備と教育機会の均等な保障を積極的に要求する権利として理解’ ↔ “**学習権**”は、学習を通じて人間的に成長・発展する人間的な成長・発達権として理解
- したがって、“学習権”の概念は“修学権”の概念よりも広く捉えるべきであるという意見(イ・ジョングン, 2012) → 学習権で統一するのが適切(パク・ヘヨン, 2023)

02 憲法上の「教育を受ける権利」と教育基本法上の「学習権」の関係

❖ 憲法裁判所が“教育を受ける権利”を“修学権”もしくは“学習権”と同一視する理由^(ホ・ジョンリョル, 2018)

✓ 憲法学界のクォン・ヨンソン教授が日本憲法学界の学説を根拠に憲法第31条第1項の“教育を受ける権利”を解釈したことに起因する

- 日本では、“教育を受ける権利”を修学権といい、公民権、生存権、学習権の3つの性格を併せ持つとされている(室井 力(1978: 45). 教育法の基礎. 青林書院新社.: ホ・ジョンリョル, 2018: 235から再引用)
- しかし、日本の憲法学界の解釈に基づき、大韓民国憲法上の“教育を受ける権利”を“学習権”と同一であると捉えるが、学習権をむしろ“教育を受ける権利”の下位概念として捉えることは再検討が必要である

✓ 大韓民国憲法上の教育基本権保障体系が日本国憲法と異なることに注目する必要がある

- 日本国憲法は、大韓民国憲法第10条の人間としての尊厳と価値条項及び第37条1項“国民の自由と権利は、憲法に列挙されないとの理由により軽視されない”という規定がない(ホ・ジョンリョル, 2006) →そのため、日本では学習権の生存権的側面だけでなく、その自由権的側面と政治権的側面の両方を日本国憲法第26条から導き出すしかなく、その結果、“教育を受ける権利”を総合的な性格を持つ権利として解釈
- 一方、大韓民国憲法は、学習権の生存権的側面としての“教育を受ける権利”は憲法第31条第1項から導き出すが、学習権のもう一つの側面である自由権性と政治権性は、第31条第1項ではなく、第10条及び第37条第1項に基づき導き出すことが可能→すなわち、憲法第31条第1項の“教育を受ける権利”は“社会権的(生存権的)基本権”を具体化したものであり、自由権的あるいは政治権的性格を有する学習権は、第31条第1項による教育を受ける権利ではなく、憲法第10条の人間としての尊厳と価値及び幸福追求権、第37条第1項の憲法上の列挙されていない自由と権利から導出するものと見るのが妥当である

02 憲法上の「教育を受ける権利」と教育基本法上の「学習権」の関係

❖ 憲法裁判所が“教育を受ける権利”を“修学権”もしくは“学習権”と同一視する理由(ホ・ジョンリョル, 2018)

✓ 残された課題

- “教育を受ける権利”は、自然法理論に基づいた“学習権”とは異なり、歴史的に教育が個人や家庭の責任(私教育)から公教育に移る過程で、国法及び国家成立以後、公教育をしなければならない憲法的根拠として機能し、“生存権的次元”で認められたもの → 大韓民国憲法上の基本権体系でも生存権の領域で“教育を受ける権利”を編制
- 少なくとも大韓民国憲法上、“教育を受ける権利”は生存権性を持つものと見なされるべきであり、自由権性あるいは政治権性を認めるものではない → 生存権と自由権、政治権性を持つのは、その上位概念である“学習権”と見るのが妥当である
- このように見ると、“大韓民国憲法で“教育を受ける権利”よりも上位の基本的人権である“学習権”を依然として憲法第37条第1項に基づき“憲法上列挙されていない自由と権利”として放置するのか”という点である
- 学習を強調する平生(生涯)学習体制の流れや“教育基本法”第3条で既に学習権を規定していることを考慮すると、憲法に“学習権”の反映が必要 → ホ・ジョンリョル(2018)などは、韓国憲法学会の大韓民国憲法改正案(2018)にこれを反映している。

03

「教育を受ける権利」の再解釈の必要性及び方向性



03 「教育を受ける権利」の再解釈の必要性及び方向性

❖ 憲法第31条第1項(“すべて国民は能力に従いひとしく教育を受ける権利を有する”)の意味

- ✓ 国民一人一人が市民として成長し、発達し、自己の人格を完成し、実現するために必要な学習をする権利(キム・チョルス, 2013)
 - 児童生徒(学習者)が市民として成長し、発達し、人格を完成し、実現するための“学習権”の中心に“教育を受ける権利”がある
- ✓ 教育基本法第3条(学習権)の直接的な根拠を規定(アン・ジュヨル, 2005)
 - 教育基本法第3条(学習権) “すべて国民は、生涯にわたって学習し、能力と適性に応じて教育を受ける権利を有する”

03 「教育を受ける権利」の再解釈の必要性及び方向性

❖ 憲法第10条(“全ての国民は人間としての尊厳と価値を有し、幸福を追求する権利を有する”)の意味

- ✓ 憲法裁判所は、憲法第10条の基本的権利性について、憲法の理念であり、基本原理であると同時に、具体的な権利として認めている(キム・デファン, 2010)
 - “教育を受ける権利”を学習権の範囲内で解釈する見解は、共通して憲法10条を“教育を受ける権利”の根拠規定として認めている
- ✓ 児童生徒(学習者)の教育に関連して、憲法第10条から人格権、人格の自由な発現権が派生(2008헌마635, 2003헌가1 など)
 - 人格権とは“人間としての品格、自我、アイデンティティ、名誉などが尊重される権利” → 人格権、人格の自由な発言権などは、様々な事物や現象に関する知識と、情報にアクセスしてこれを取得し、理解する過程が要求される → 読んで、聞いて、理解し、知る必要がある
 - 知識の習得によって目覚める喜びや満足感、幸福の状態をもたらすため“幸福追求権”とも関連(キム・チョルス, 2013) → 人格権と人格形成権は、憲法第10条によって知る権利、読む権利、聞く権利として保障されており“教育を受ける権利”の根拠と見なせる
 - 児童生徒(学習者)の人間らしい成長・発達に保障に関わる教育特有の人権を保障することが、その他のすべての文化的・政治的・経済的人権の効果的な保障のための前提であることから“教育を受ける権利”は人権の中の人権(パク・インヒ, 1981)
 - また、憲法第10条を根拠に教育を受ける権利を見ると、“自己学習”までも含む権利 → 児童生徒は学習によって人間らしく成長し、発達していく権利がある → 教育を受ける権利の関連当事者である児童生徒(学習者)は、教育の単なる対象ではなく、独自の人格体であり、人格(形成)権も同様に人間の尊厳及び幸福追求権を保障する憲法第10条によって保護されるものと解釈されるべきである

03 「教育を受ける権利」の再解釈の必要性及び方向性

❖ 憲法第37条第1項(“国民の自由と権利は憲法に列举されないとの理由により軽視されない”)の意味

✓ “学習権”は憲法には明示されていないが、憲法第37条第1項により導出可能

- 憲法第37条第1項により、列举されていない自由と権利は、憲法において明示的な文言として認識することはできないが、特定の憲法規定もしくは憲法と関連して総体的に導き出される規範と解釈することができる
- 憲法裁判所は、憲法第37条第1項の規定について次のように判示した

憲法第10条で規定した人間の尊厳と価値は憲法理念の核心であり、国家は憲法に規定された個々の基本的権利をはじめ、憲法に列举されていない自由と権利までもこれを保障しなければならず、それによって個々の国民が持つ人間としての尊厳と価値を尊重し、確保しなければならないという憲法の基本原理を宣言した条項である

- 憲法裁判所2011. 3. 31. 宣告 2009헌마617,2010헌마341(併合), 判例集23-1, 416.

- ✓ 基本権保障において、憲法第10条を一般規定として解釈することは、基本権保障の盲点をなくそうとする努力である
- 憲法の条文だけでは様々な基本権関係をすべて包摂することができないため、憲法上列举されていない自由と権利でも一定の条件を満たした場合には基本権として認めることができる(キム・デファン, 2009)
- 要するに、憲法第37条第1項と第10条は、“教育を受ける権利”の再解釈において、児童生徒(学習者)の権利をさらに強化する方向へと調和的に解釈されるべきであることを意味する

03 「教育を受ける権利」の再解釈の必要性及び方向性

❖ 憲法第31条第1項と第10条の関係

✓ 教育と関連した憲法核としての憲法第10条

- 人間の尊厳と価値、幸福追求権を規定した憲法第10条 → “教育を受ける権利”の文理解釈の限界を克服し、人間としての尊厳と成長のための教育を“学習権”と捉えれば、憲法第10条が主な根拠規定となる可能性がある

✓ ただし、学習者の成長発達能力によって“教育を受ける権利”の重心が変わる可能性があることに留意する必要がある (パク・ヘヨン, 2023)

- 児童生徒は憲法上の人間像として成長・発展する可能性を持っていると同時に、自分の人格を成長・発展させる能力に障害となる部分を自ら克服する能力が年齢によって異なる可能性がある
- したがって、まだ自身の人格を成長・発展させる上で障害となる部分を自ら克服する能力が不足している場合、憲法第31条第1項の“教育を受ける権利”の“受ける”という意味に集中することが、むしろ彼らにより良い教育環境を提供する根拠となる可能性がある
→ その後、成長・発達する能力が向上するほど、“受ける”よりも“権利”に重点を置く解釈に方向転換する必要がある
- 要するに、憲法第10条と憲法第31条第1項の関係は、“教育を受ける権利”の当事者である児童生徒(学習者)を基準に判断すべきである → ‘人格を成長・発達する可能性を持つ存在’にもっと重点を置けば、憲法第10条で‘教育において他人の助けをより必要とする存在’に重点を置けば、憲法第31条第1項が根拠規範となる

03 「教育を受ける権利」の再解釈の必要性及び方向性

❖ 憲法第31条第1項(“すべて国民は能力に従いひとしく教育を受ける権利を有する”)に対する改正論議

- ✓ 憲法に列挙されていないが、憲法裁判所が確認した“学習権”もしくは“学習の自由”という権利または自由を改憲案に反映させようということには概ね合意
- ✓ ただし、“教育を受ける権利”と“学習権”もしくは“学習の自由”の関係については様々な意見が存在する
 - ・ (ホ・ジョンリョル) 生存権としての“教育を受ける権利”はそのままに、より上位の権利である学習権を新設
理由①: 憲法裁判所などの判例や学界の学説により、すでに国民の間に定着した基本権はそのまま維持していく必要がある
理由②: “学習の自由”ではなく、自由権的、政治権的、生存権的性質を有する“学習権”を選択することによって、その意味を完全に具現化
 - ・ (コ・ジョン, キム・ヨン, ソン・ビョンチュン) 教育を受ける権利を“学習権”もしくは“学習の自由”に転換しようという立場
 - ・ (ファン・ジュンソン, イ・ドクナン) 生存権としての教育を受ける権利をそのまま残すことを前提とする場合には、自由権としての学習の自由という規定がより適切であるという立場
 - ・ (ファン・ホンギョ) “学習者として能力と適性に応じた教育を享受する権利”という折衷的な概念を適用することを提案

03 「教育を受ける権利」の再解釈の必要性及び方向性

❖ 憲法第31条第1項(“すべて国民は能力に従いひとしく教育を受ける権利を有する”)に対する改正論議

✓ “適性”を追加しようという案には概ね合意

- “能力”だけを強調する場合、学力中心の一本立て教育になりかねない試行錯誤を最小化し、“適性”に応じた能力を身につけさせることで、画一的ではなく多様な教育を目指そうという教育的意味

✓ ただし、“能力”を削除することについては賛否両論あり

- **(社会的教育委員会)** “能力”がむしろ差別の要因になっていると判断 → “能力に応じてひとしく教育を受ける権利”から“能力”を削除しようと提案

憲法第31条の能力が何を意味するのかをめぐって議論が生じる可能性がある。したがって、この条項の“能力”の部分を削除し、機会均等のみを残すことで、国民の教育基本権をしっかりと保障する

- 社会的教育委員会 記者会見文(2018.3.6.)

- **(ホ・ジョンリョル)** “能力”は、ある程度学習者の能力の差による教育機会付与の差別事由とみなされるが、“能力”以外に差別的な取り扱いを禁じるという意味で、現行憲法第31条第1項の“能力”は、ひとしく教育を受ける権利の保障において依然として要求されるものであると捉えられる
- **(チョ・ソクフン)** 憲法第31条第1項は、個人の能力の多様性を前提に、それぞれのユニークな能力に適した教育が実質的に提供されるようにしようという意味を併せ持つ → “能力主義”の観点と“平等主義”の観点の両方を含む

03 「教育を受ける権利」の再解釈の必要性及び方向性

❖ 憲法第31条第1項(“すべて国民は能力に従いひとしく教育を受ける権利を有する”)に対する改正論議

✓ 国会憲法改正特別委員会諮問委員会改正案(2018)

- (改正案) “すべての人は生涯にわたって学習し、能力と適性に応じてひとしく教育を受ける権利を有する”
- (意義)
 - ① 教育を受けるという表現自体が国民が持つ教育基本権の意味を本質的に損なうと捉え、教育は教師の活動ではなく、学習者の活動で起こる作用であるため、教育を受ける権利に関する記述が“学習権”中心に変わらなければならないと捉える
 - ② 自由権の行使の実質的な条件である社会権的基本権が適切に保障されず、最低限の人間らしい生活権を脅かされることは、人間の尊厳に反するものであるため、教育に関しては、外国人(特に、外国人労働者の子ども)も自国民と同等の教育基本権を享受できるようにする必要性が提起された。そこで、“国民”を“人”に改正することにより、基本権の主体を外国人に拡大しようとした

✓ 韓国憲法学会改正案(2018)

- (改正案) “すべての国民は、生涯にわたって学習し、適性と能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する”
- (意義)
 - ① 生存権である“教育を受ける権利”よりも包括的な上位概念であり、憲法裁判所が確認した“学習権”の保障を新設し、教育の多様性の観点から教育を受ける権利の“能力”の条件に“適性”を追加した
 - ② ただし、社会権保障の場合、財政が投入されるため、その対象を納税義務を負う国民以外の外国人まで拡大することは留保



04

参考文献



❖ 論文及び図書

- ✓ カン・インス(1994). 児童生徒の教育権保障のための教育関係法検討の課題. 教育法学研究, 6, 117-140.
- ✓ コ・ジョン(2018). 教育関連憲法条項改正の方向性と課題についての討論. 韓国教育学会・韓国教育行政学会共同フォーラム, “教育に関する憲法条項改正の争点及び方向性フォーラム” 資料集, 51-57.
- ✓ コ・ジョン(2018). 憲法精神の観点からの教育基本法改正論議. 教育法学研究, 30(1), 1-27.
- ✓ クォン・ヨンソン(1988). 憲法学原論. ソウル: 法文社.
- ✓ キム・デファン(2009). 不文憲法として列挙されない自由と権利. 世界憲法研究, 15(3), 23-58.
- ✓ キム・デファン(2010). 基本権と基本義務の改正の必要性和方向性. 憲法学研究, 16(3), 27-78.
- ✓ キム・ヨン(2018). 教育に関する憲法改正案についての討論. 韓国教育学会・韓国教育行政学会共同フォーラム, “教育に関する憲法条項改正の争点及び方向性フォーラム” 資料集, 63-66.
- ✓ ノ・ギホ(2008). 児童生徒の教育権保障のための国家による教育権限の範囲と限界. 円光法学, 24(4), 9-36.
- ✓ パク・ヘヨン(2023). 憲法上における教育を受ける権利についての考察. 成均館法学, 35(1), 63-96.
- ✓ 社会的教育委員会(2018.03.06.). すべての国民の教育権を憲法で保障せよ! ‘教育の公共性’と ‘均等な教育’へ! 記者会見文.
- ✓ ソン・ビョンチュン(2018). 憲法は国家の機能に対するその時代の社会的合意を含まなければ. 韓国教育学会・韓国教育行政学会共同フォーラム, “教育に関する憲法条項改正の争点及び方向性フォーラム” 資料集, 61-62.
- ✓ シン・ヒョンジク(1990). 教育基本法に関する研究. ソウル大学校大学院博士学位論文.

❖ 論文及び図書

- ✓ アン・ギソン(1988). 憲法と教育. 教育法学研究, 1, 27-74.
- ✓ イ・ドクナン(2018). 教育憲法改正論議の流れと課題についての討論. 韓国教育学会・韓国教育行政学会共同フォーラム, “教育に関する憲法条項改正の争点及び方向性フォーラム” 資料集, 67-69.
- ✓ イ・ジョングン(2012). 教師の教育権, 保護者の子女教育権, 児童生徒の学習権の内容及び相互関係. 法と人権教育研究, 5(3), 47-68.
- ✓ ジョン・ピルウン(2017). 教育憲法における教育条項の改正論: 憲法改正史と比較憲法論. 韓国教育開発院・大韓教育法学会共同フォーラム, “教育分野改憲の課題と方向性を探る” 資料集, 3-24.
- ✓ ジョン・テス(1988). 独自の教育法理としての教育権論. 教育法学研究, 1, 1-26.
- ✓ チョ・ソクフン(2020). 学校と教育法. ソウル: 教育科学社.
- ✓ ピョ・シヨル(1996). 学校の民主化と児童生徒、保護者の教育権. 教育法学研究, 8, 171-193.
- ✓ ホ・ジョンリョル(2018). 教育憲法改正論議の流れと争点についての検討. 教育法学研究, 30(2), 211-258.
- ✓ ホ・ジョンリョル(2006). 韓国憲法上の教育基本権についての論議と日本国憲法との比較. 成均館法学, 17(1), 31-65.
- ✓ ホ・ジョンリョル, オム・ジュヒ, パク・チンワン(2018). 憲法上の基本権改正案論議の動向と成果についての検討: 2018韓国憲法学会憲法改正研究委員会基本権分科委員会の活動を中心に. 法学論考, 63, 101-140.
- ✓ ホン・ソクノ(2014). 教育を受ける権利の憲法的保障. 高麗大学校大学院博士学位論文.
- ✓ ファン・ジュンソン(2017). 教育関連条項改憲に関する専門家デルファイ調査結果及び2018年教育条項改憲方案. 韓国教育開発院・大韓教育法学会共同フォーラム, “教育分野改憲の課題と方向性を探る” 資料集, 74-75.

❖ 論文及び図書

- ✓ ファン・ホンギョ(2018). 憲法教育条項,実質的学習権の実現を目指さなければ.韓国教育学会・韓国教育行政学会共同フォーラム, “教育に関する憲法条項改正の争点及び方向性” 資料集, 59-60.

❖ 判例

- ✓ 憲法裁判所 1992. 1. 12. 宣告, 89헌마88, 判例集 4, 750頁
- ✓ 憲法裁判所 1994.2.24. 宣告, 93헌마192. 決定, 判例集 6-1, 177頁.
- ✓ 憲法裁判所 1999. 3. 25. 宣告, 97헌마130, 判例集 11-1, 239頁.
- ✓ 憲法裁判所 2000. 4. 27. 宣告, 98헌가16 など, 判例集 12-1, 477頁
- ✓ 憲法裁判所 2003. 2. 27. 宣告, 2000헌바26, 判例集 15-1, 184頁.

THANK YOU

金 訓 鎬

国立公州大学校師範大学教育学科

(hoono78@gmail.com)